

令和4年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和4年8月30日		
2	招 集 日	令和4年9月6日		
3	提出議案件数	22件		
		予 算 6件		
		条 例 6件		
		その他 10件		
4	議案等件名			
	議案第56号	令和4年度西条市一般会計補正予算（第4回） について	別 冊	
	議案第57号	令和4年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について		
	議案第58号	令和4年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第1回）について		
	議案第59号	令和4年度西条市水道事業会計補正予算（第1 号）について		
	議案第60号	令和4年度西条市病院事業会計補正予算（第1 号）について		
	議案第61号	令和4年度西条市公共下水道事業会計補正予算 （第1号）について		
	議案第62号	令和3年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について		
	議案第63号	令和3年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて		
	議案第64号	令和3年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて		
	議案第65号	令和3年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について		
	議案第66号	（仮称）西条市東部給食センター整備・運営P F I 事業者選定審査会条例について		1
	議案第67号	西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用 に関する条例について		3
	議案第68号	西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例について		5
	議案第69号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい		

	て	6
議案第 7 0 号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例について	7
議案第 7 1 号	西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部 を改正する条例について	8
報告第 1 6 号	令和 3 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	9
報告第 1 7 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 0
報告第 1 8 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 1
報告第 1 9 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	1 2
報告第 2 0 号	西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物 損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専 決処分について	1 3
報告第 2 1 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1 4

議案第66号 (仮称)西条市東部給食センター整備・運営PFI事業者選定審査会条例について

(教育総務課)

1 提出の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する選定事業で、(仮称)西条市東部給食センターの整備及び運営に係るものを行う事業者の選定に関する事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、(仮称)西条市東部給食センター整備・運営PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 所掌事務（第2条関係）

審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

ア 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事項

イ 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 組織（第3条関係）

ア 審査会は、委員5人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(ア) 学識経験を有する者

(イ) 市の職員

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(3) 任期（第4条関係）

委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和6年3月31日までとする。

(4) 委員長（第5条関係）

審査会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(5) 会議（第6条関係）

ア 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

イ 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 施行期日

令和4年10月1日

議案第 67 号 西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例について

(環境政策課)

1 提出の理由

石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 総則（第 1 章）

条例の目的、使用する用語の定義等について定める。

(2) 地下水保全管理計画（第 2 章）

市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画を定めることについて定める。

(3) 地下水の保全及び管理の具体策

ア 地下水の保全及び管理の基本方針（第 3 章第 1 節）

市長が、地下水の保全及び管理のための対策を実施し、地下水の保全に努めるとともに、市民意識の啓発等を行うほか、地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者等に対し、報告を求め、助言、指導又は勧告をすることができることについて定める。

イ 対象事業（第 3 章第 2 節）

市長は、水源域のうち、水源涵養機能の維持増進を図る上で、保全及び管理が特に必要な地域（以下「水源涵養保全地域」という。）を指定することができるほか、地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある事業を行おうとする場合に必要となる手続等について定める。

ウ 有害物質使用事業場（第 3 章第 3 節）

人の生命、健康に害を及ぼすおそれがある物質（以下「有害物質」という。）の使用等を行う事業場を設置しようとする場合に必要となる手続等について定める。

エ 地下工事（第 3 章第 4 節）

地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事を
行おうとする場合に必要となる手続等について定める。

オ 井戸の設置（第3章第5節）

自噴井又は動力を用いて地下水を採取する施設（以下「井戸」という。）
を設置し、地下水を採取しようとする場合に必要となる手続等について
定める。

(4) 異常時の対策（第4章）

有害物質により土壌、地質又は地下水が汚染され、又はそのおそれがある
場合の手続並びに渇水時及び災害時において市長が地下水の採取制限等を
命ずることができることについて定める。

(5) 西条市地下水保全及び適正利用審議会の設置（第5章）

地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し必要な事項を審議するた
め、西条市地下水保全及び適正利用審議会（以下「審議会」という。）を設
置すること等について定める。

(6) 罰則（第6章）

条例の規定に違反した場合における罰則について定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第13条、第61条及び附則第2項の規定は、
公布の日

(2) 経過措置

既存事業場等の取扱い並びに対象事業、有害物質使用事業場、地下工事、
井戸の設置等、審議会の委員の任期及び罰則に関する規定については、それ
ぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第 68 号 西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第35号)が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 職員の育児休業の取得回数の制限について、1回から2回に緩和する。
- (2) 会計年度任用職員等の非常勤職員の育児休業について、出生後8週間以内の子に係る育児休業の取得要件を緩和する。
- (3) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認、育児休業に関する研修実施や相談体制の整備等の措置規定を追加する。

3 施行期日

令和4年10月1日

議案第 69 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

良質な既存住宅について、増改築行為がなくとも長期優良住宅として認定することができる制度が創設されることに伴い、認定申請の審査に係る手数料を定める。

3 施行期日

令和4年10月1日

議案第70号 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部
を改正する条例について

(環境政策課)

1 提出の理由

ごみの減量に向けた施策の一つである家庭系ごみの有料化を実施するため、
所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

家庭系廃棄物の処理手数料について、もえるごみ及びもえないごみにあつては指定袋1枚当たり、大45円、中30円、小20円とし、粗大ごみにあつては品目ごとに900円以内で規則で定める額とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年3月1日。ただし、第27条の改正規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 改正後の条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日以後の排出に用いる指定袋及び処理券について適用し、同日前の排出に用いる指定袋及び処理券については、なお従前の例による。

イ アにかかわらず、改正前の条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（アによりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。

議案第 7 1 号 西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正
する条例について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条の2の規定による特別徴収金を徴収するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

分担金の特例に関する規定について、農地中間管理権が設定された農用地を対象とする県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について、目的外用途への転用又は農地中間管理権の解除をした場合に、特別徴収金を徴収することができる規定に改める。

3 施行期日

公布の日

報告第16号 令和3年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財政課)

1 提出の理由

令和3年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「—(傍線)」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	6.5	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	55.1	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における 資金不足比率	港湾上屋事業特別会計	公営企業における 資金不足は無し
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第17号 令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第18号 令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第19号 令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第20号 西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故
に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

(産業振興課)

1 提出の理由

西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金346,400円

(2) 支払等

全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 2 1 号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(衛生課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 1 8 1 , 3 9 0 円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。